

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 次木杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 地先から同郡同町大字並塚一六八番 北葛飾郡杉戸町大字並塚一六八番		区 間
九・九六 九・九六	七・六五 九・九六	敷地の幅員 (メートル)
一六・八〇		延長 (メートル)
		備 考